

指定介護予防短期入所生活介護 利用料金表

【別紙】

1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】 ¥11.10

○令和6年4月1日以降(1割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	滞在費	食費	利用者負担額
要支援1 451単位	5,006円	501円	1,171円	1,850円	3,522円
要支援2 561単位	6,227円	623円			3,644円
多居室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	滞在費	食費	利用者負担額
要支援1 451単位	5,006円	501円	855円	1,850円	3,206円
要支援2 561単位	6,227円	623円			3,328円

○令和6年8月1日以降(1割負担)

個室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	滞在費	食費	利用者負担額
要支援1 451単位	5,006円	501円	1,231円	1,850円	3,582円
要支援2 561単位	6,227円	623円			3,704円
多居室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	滞在費	食費	利用者負担額
要支援1 451単位	5,006円	501円	915円	1,850円	3,266円
要支援2 561単位	6,227円	623円			3,388円

【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	該当加算○印
生活相談員配置等加算(共生型サービスの場合)	144円	15円	
生活機能向上連携加算			
(I)個別機能訓練加算加算時	1,110円	111円	
(II)	2,220円	222円	
機能訓練体制加算	133円	14円	
個別機能訓練加算	621円	63円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,220円	222円	○
若年性認知症利用者受入加算	1,332円	134円	○
送迎加算(片道)	2,042円	205円	○
口腔連携強化加算 (1回につきかつ1月に1回を限度)	555円	56円	
療養食加算 (1日3食を限度に1食につき)	88円	9円	○
認知症専門ケア加算			
(I)	33円	4円	
(II)	44円	5円	
生産性向上推進体制加算			
(I)(1月につき)	1,110円	111円	
(II)(1月につき)	111円	12円	
サービス提供体制強化加算			
(I)	244円	25円	
(II)	199円	20円	○
(III)	66円	7円	
【介護職員等処遇改善加算】			
(I)	[介護報酬総単位数]×14.0%		○
(II)	[介護報酬総単位数]×13.6%		
(III)	[介護報酬総単位数]×11.3%		
(IV)	[介護報酬総単位数]×9.0%		

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。
 利用前日17時まで、ご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額(初日分)がキャンセル料としてかかります。

連絡日時 負担限度額認定区分	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
第1段階	0円	300円
第2段階		600円
第3段階①		1,000円
第3段階②		1,300円
第4段階		1,850円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

※朝食:420円、昼食:820円、夕食:610円

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1,500 円
複写物の交付	1枚 10 円
行政手続きの代行	実費 (例:住民票300円など)
電気代	
TV(40W)	1日 100円
その他1台	1日 100円
※その他についてはご相談ください	

4. 滞在費、食費の負担額(日額)※居住費の基準費用額 令和6年8月から各段階60円増となります。

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段階区分		滞在費		食費		
所得区分		利用料負担段階	個室		多床室	
市町村民税	世帯課税者	第4段階	1,171円	855円	1,850円	
		※令和6年8月から	1,231円	915円		
	世帯非課税者	本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が120万円超で、かつ、預貯金等の資産が500万円以下、(夫婦の場合は1,500万円以下)の人	第3段階②	820円	370円	1,300円
			※令和6年8月から	880円	430円	
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円超120万円以下で、かつ、預貯金等の資産が550万円以下、(夫婦の場合は1,550万円以下)の人	第3段階①	820円	370円	1,000円
			※令和6年8月から	880円	430円	
	本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円以下で、かつ、預貯金等の資産が650万円以下(夫婦の場合は1,650万円以下)の人	第2段階	420円	370円	600円	
		※令和6年8月から	480円	430円		
	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者又は本人及び世帯全員が特別区民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の人	第1段階	320円	0円	300円	
		※令和6年8月から	380円	0円		